

第289回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和4年8月9日(火)

於：県北振興局天満庁舎2階A会議室
(佐世保市)

第289回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和4年8月9日(水) 14時00分～15時50分
2. 通知年月日 令和4年8月2日(水)
3. 公示年月日 令和4年8月2日(水)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 A 会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、志水正司、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、高平真二、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 浦田和男、大久保照享、中山等
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、村瀬次長、前川係長、塩田書記
上利係長(壱岐駐在)
漁業振興課 石田主任技師
9. 議案
 - ・第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - ・第2号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)
 - ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - ・第4号議案 区画漁業の免許について(諮問)
 - ・第5号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動について
 - ・第6号議案 動力船を使用するつりによるいかの採捕にかかる委員会指示に従うべきことを命ずべき旨の申請について
 - ・第7号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問)
 - ・その他

10. 議 事

開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

ただいまより、第289回長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。
初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、浦田委員、大久保委員、中山委員が欠席ですが、12名の委員が出席されていますので、本委員会は成立いたします。

会長

(挨拶)

事務局長

ありがとうございました。また、本日、議案およびその他の事項の説明のため、漁業振興課から石田主任技師が出席しております。

出席者

(挨拶)

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。
本日の議事録署名人は、「田添委員」と「片岡委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

- ・第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）
- ・第2号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)
- ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
- ・第4号議案 区画漁業の免許について(諮問)
- ・第5号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動について
- ・第6号議案 動力船を使用するつりによるいかの採捕にかかる委員会指示に従うべきことを命ずべき旨の申請について

・第7号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問)

・その他

となっております。

それでは、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

- ・新たに13魚種(かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群、ぶり、あかあまだい日本海西・九州北西部、きだい日本海・東シナ海系群、たちうお日本海・東シナ海系群、さわら東シナ海系群、うまづらはぎ日本海・東シナ海系群、とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、けんさきいか日本海・東シナ海系群、やりいか対馬暖流系群、きびなご長崎県海域)を追加
- ・「ひらめ日本海西部・東シナ海系群」→「ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」
- ・水産資源の名称「がざみ長崎県海域」の後に「有明海」を追記。
- ・がざみ長崎県海域(有明海)の資源管理の方向性
「資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。」→「資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。」
- ・くるまえび長崎県海域(有明海)の資源管理の方向性
「資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。」→「資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。」

会長

ただいま説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

高平委員

資源管理が大切なことは分かる。最終的には 200 種類まで増やすというが、負担は全て漁業者、漁協へ行く。一本釣りの様な高価な魚は把握できるかもしれないが、餌にするようなものまで管理しろというのは難しい。経費は掛かる、水揚げは少ないという漁業者が大変な時期に仕事を増やすのはいかなものか。

事務局

200 種類は資源評価をする魚種です。現場へは負担や迷惑をお掛けするかもしれませんが、資源評価の精度を向上するためご協力いただきたいと思います。

また、国は TAC により漁獲制限する魚種を漁獲量ベースで8割までもっていきこうとする目標を掲げています。その中で長崎県に大きく関係しているカタクチイワシ、ブリ、マダイ等を先行した資源管理手法に係る検討部会が国で設置されました。専門家や漁業者の代表者が意見交換をして具体的な管理手法について検討しているところです。

我々も漁業者サイドに立ってあらゆる機会を利用し国へ漁業者の意見を伝えていきますし、国はステークホルダー会合を開き幅広く意見を聴こうとしているため、こういった場へ漁業者にも積極的に参加して意見していただきたいです。県としても県の施策要望の中で漁業経営への影響を踏まえた資源管理制度となることを意見し、検討の進捗状況についてもその都度共有いただくように伝えていきます。漁業者に納得して進められる資源管理を目指しているので、一緒になって国へ意見していければと思います。

会長

他に何かご質問等はございませんか。

溝口委員

特にカタクチイワシ、サバ、アジは中国や韓国が境界線あたりで光力をびっしり焚いて漁獲している。それらの国がどれくらい漁獲しているか把握できなければ、自分たちだけ我慢することとなり TAC の獲る量は減る一方だ。獲れないから減らす。このままでは漁業者はつぶれていくと思う。近隣国の獲れ高を把握することや話し合いが必要と考える。

事務局

資源管理は他国も含めた単位で行っていかなければなりません。日本が漁獲しているカタクチイワシ等の資源は中国や韓国も利用しているので、一緒に管理していくのがベストだと考えています。過去にそのように国へ意見しました。国の意見としては、それは最もな話ですが、日本が先駆けて手本を見せなければついてこないとのことでした。

高平委員

2, 3年前に開催された広域漁業調整委員会で溝口委員が述べた話が出た。中国や韓国がある中で日本も守らなければいつまでも改善されないという意見があった。「それならよその国は取り放題だ。」と言ったことに対し誰も何も言わなかった。よその国の利益になっている。特にイカは中国の底曳きが大量に獲っている。

溝口委員

光力の違いもある。よその国は制限がないのに日本はある。

高平委員

こうは言っても私たちの意見は通らないのだろうが。

事務局

意見を言っても通らないと思って何も言わなくなれば、受け入れたことと捉えられる。何回も何回も言っていくことが大切だと思っています。

会長

他に何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご意見等もないようですので、第1号議案は諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに決定してよろしいか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

・遊漁者の漁具、漁法の制限の明確化(規則第45条)

「やす」の定義に「発射装置を有するもの」が含まれないことを明記。

・許可番号の表示義務を課す漁業の変更(第31条関係)

「沖合ごち網漁業」に係る記号の表示を明記。

・その他所要の改正

「すくい漁業」→「すくい網漁業」(規則第4条第1項第11号)

「ごち網漁業及び沖合ごち網漁業」→「ごち網漁業又は沖合ごち網漁業」

会長

ただいま説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご意見等もないようですので、第2号議案は諮問原案のとおり一部改正して差し支えない旨、答申することに決定してよろしいか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、原案のとおり一部改正して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

・本庁専決許可:

「小型いかつり漁業」、「小型いかつり漁業(県外)」の新規許可にかかる制限措置等の公示内容について説明(主な内容は、下記のとおり)

・小型いかつり漁業

・漁業時期: 1月1日から12月31日まで

・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数: 12

・申請すべき期間:(公示日)から(公示日から1か月後の日)まで

・許可の有効期間:令和4年11月4日から令和9年11月3日まで

・小型いかつり漁業(県外)

・漁業時期: 1月1日から12月31日まで

・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数: 167

・申請すべき期間:(公示日)から(公示日から1か月後の日)まで

・許可の有効期間:令和4年11月4日から令和5年11月3日まで

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」は、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案「区画漁業の免許について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

〔北区第1106号の免許区域の拡大について〕

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、第4号議案について諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第4号議案「区画漁業の免許について(諮問)」は、諮問原案のとおり免許して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案『長崎県北部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動について』を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

・5トン以上の漁船によるいか釣り漁業許可と合わせて、5トン未満の動力船についても、操業禁止区域や光力制限を行うもの。

・5トン以上の動力船を使用した釣りによるいかの採捕については、共同漁業権及びその外郭1マイル以内は操業禁止となっているが、以下の地域は地元調整が整ったために5トン以上 10トン未満の動力船を使用した、共同漁業権内での操業が可能となる。

・北共第2号(区域(共同漁業権)) 長崎県佐世保市黒島町(関係地区)

・北共第16号(区域(共同漁業権)) 長崎県平戸市度島町(関係地区)

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

豊増委員

地区によって共同漁業権内へ入れる、入れないが出てくるが不公平ではないのか。

後藤委員

漁協から要望し、ここで協議させていただいているものです。

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご意見等もないようですので、第5号議案は原案どおり委員会指示を発動することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第5号議案『長崎県北部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動について』は、原案のとおり委員会指示を発動することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案「動力船を使用するつりによるいかの採捕にかかる委員会指示に従うべきことを命ずべき旨の申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

長崎県漁業取締室長から、委員会指示で制限された消費電力以上の集魚灯を使用し、いかつりを行っていた者に対し、事情聴取を行い、自認書を徴した旨の報告が来ておりますので、報告文を朗読いたします。

(報告文朗読、説明)

・漁業法第 120 条第1項に基づく委員会指示違反について

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

高平委員

裏付け命令とはどのようなものか。

事務局

指示違反者に対し、1回目は県知事が裏付け命令を出す。裏付け命令に従わず、再度違反があった場合は漁業法第 191 条により1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとなります。

今回は1回目の指示違反が認められたことにより、調整委員会から県知事へ裏付け命令を出すように申請することを審議いただくものです。

会長

他にご質問ございますか。

各委員

ありません。

会長 ご質問等もないようですので、第6号議案については、長崎県知事に対して、動力船を使用するつりによるいかの採捕に係る委員会指示に従うべき旨、命ずるよう申請することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第6号議案については、長崎県知事に対して、動力船を使用するつりによるいかの採捕に係る委員会指示に従うべき旨、命ずるよう申請することに決定いたしました。

 続きます、第7号議案『「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問)』を上程します。

 事務局の説明を求めます。

事務局 (諮問文朗読)

 内容については、漁業振興課から説明いたします。

漁業振興課 (資料説明)

 〔第8次長崎県栽培基本計画を定めるにあたって第7次計画からの変更点を説明。〕

会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

会長 ご質問等もないようですので、第7号議案について諮問議案どおり策定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第7号議案『「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問)』は、原案のとおり策定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

続きまして、その他の件で何かございませんか。

事務局

・全国海区漁業調整委員会連合会への要望について説明。
・全国海区漁業調整委員会連合会へ提案する長崎県北部海区漁業調整委員会の要望等について、当海区の長崎県連合海区漁業調整委員会委員である山中会長へ一任する旨説明。

会長

提案議題・要望がありましたらお伝えください。

中原委員

特定海域における外国籍大型貨物船等の錨泊問題についてです。いか釣り、一本釣りなどの好漁場となっている勝本沖の海域が領海法に基づく特定海域に設定されているため、本来 12 海里である領海が3海里と狭くなっている。このことにより近年、外国籍の大型貨物船が勝本沖に錨泊するようになり、漁業操業の支障となり漁業経営に影響を与えている。これに対する対策・調整についての要望が壱岐の方からあるかもしれません。

後藤委員

私からは磯焼け対策の強化についてです。近年はどこもアワビやサザエが減少している。根付資源は重要と考えるので提案として挙げていただきたいと思います。

会長

他に提案議題・要望はございますか。

各委員

ありません。

会長

他にないようですので、皆さんからいただいた意見を事務局と検討したいと思います。

これをもちまして、第 289 回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 15:50

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印